

## 平成30年度佐賀大学短期留学生受入支援事業 審査要領

平成30年佐賀大学短期留学生受入支援事業公募要領第8の規定に基づき、佐賀大学短期留学生受入支援事業の審査に関し、必要な事項を定める。

### ○選考方針

以下に掲げる内容が満たされているものを高く評価し、総合的に判断する。

- 1 優秀な留学生の獲得（修士・博士課程への進学）につながるものが期待できるもの
- 2 目標設定が明確であり、特色ある研修内容であるもの
- 3 協定校等と共同で実施、又は協定校の教員や学生との交流を促進するもの
- 4 危機管理について十分配慮し、緊急事態に適切な対応が行えると判断できるもの

### ○審査方法

書面及び合議審査を行う。

#### 1) 書面審査

審査委員会委員は、各申請書の内容、並びに上記選考方針に基づき、作成された書審査項目に対して評点付けを行う。評点は、1～4の4段階とし、その目安は下表のとおりとする。評点は「評点表」の評点欄に記入し、コメント等がある場合には備考欄に記載する。

#### 【評点の目安】

- 4 優れている
- 3 良好である
- 2 やや不十分な点がある
- 1 不十分である

#### 2) 合議審査

審査会において支援可否の案を策定し、国際交流推進センター運営委員会において合議審査を実施し、最終案の作成を行う。